

第 13 回審理(2009 年 9 月 9 日)報告

第 13 回審理後の報告会の様子

第 13 回審理前の宣伝活動の様子

広がる支援のうねり

三河教職員労働組合が組織として支援を決定

高尾山天狗裁判、日本科学者会議東京支部の方々からの沢山の署名

その他たくさんの運動との強い連帯、その広がり

○次回 第 14 回審理 10 月 28 日(水) 527 号法定

午前 10 時～12 時 主尋問

午後 1 時 40 分～2 時 40 分 反対尋問

公判のあと報告会を午後 3 時～5 時、弁護士会館(東京地裁の隣) 5 階 509 号室で行います、
こちら是非、ご参加ください。



第 13 回審理報告(2009 年 9 月 9 日)(527 号法定) 午後 4 時半～

合議制による初審理 3 人の裁判官による審理へ

第 13 回審理は、2009 年 9 月 9 日(水) 午後 4 時半から 527 号法定で行われました。

今回から正式に合議制となり、三人の裁判官によって審理が行われました。

これまで審理を担っていた裁判官は傍聴席から向かって左側に座り、中央と右側に新しい裁判官が座りました。審理は中央の裁判官によって、これまでのことなど、左側の裁判官に声をかけながら、進行されました。



すでに原告と被告の間で事前にやりとりが済んでいたことですが(前回審理のときに、準備の都合から、事前に確認しあうことになっていました) 8 月 17 日の第 12 回審理直前に被告側から出てきた二つの陳述書について、これを書いた被告側の二人の陳述者について、原告側からは特に新たにその陳述者たちの証人尋問を求めることはしない旨を伝えました。そして結局、被告側も、それらの陳述者たちを証人として申請しませんでした。

そこで次回の審理では、もともと8月17日に予定されていた原告本人の尋問を行うことが確定されました。そしてすでに確認されていた尋問時間の確認とともに、具体的な審理日程と時程がともに確定されました。

次回の審理は2009年10月28日(水)東京地裁第527号法定で、午前10時~12時までの2時間は原告側からの主尋問で、その後、裁判官が別の裁判の審理を担当しているため、時間が空き、午後1時40分から2時40分までの1時間が被告側からの反対尋問になります。

いよいよ最後の証人尋問になります。

正田教諭はこれまで重ねてきた審理を踏まえ、思いを込めた長文の陳述書を裁判所に提出しました。不当な処分に泣き寝入りせず、異議を唱え、裁判に訴えたことで、改めて、正田教諭が、実は処分以前から、異常な、そして不当な攻撃を受けてきていたこと、そして処分自体が本当に不当であったことがはっきりとしてきました。今度の審理は、そのことを原告本人が肉声で、はっきりと表明する場となります。

長時間にわたる尋問で、尋問に立つ原告、正田教諭にとって、肉体的にも、精神的にも大きな負担となります。しかし、本当のことを裁判官に知ってもらうために、正田教諭は勇気をもってこの尋問に臨みます。

是非、多くの方に傍聴していただき、原告本人の声に耳を傾けてください。

そして審理の過程を見つめてください。

長時間ですから、ご都合のつく、ほんの少しの時間でもかまいません。

みなさんの傍聴が正田教諭を勇気づけ、また厳正な裁判が行われることを支える力になります。

どうぞよろしくお祈りします。

第13回審理後の報告会

報告会は午後5時半ごろからエデュカス(全教会館)で行いました。

12人の方がご参加くださいました。

はじめに福島弁護士が、被告側が突然出してきた陳述書について、それを書いた、被告側の二人陳述者の証人申請について、そのやりとりについて、あのような陳述書を、わざわざ、しかも今頃になって出してくる異常さなども含めた言及されました。また、次回審理の時間配分、裁判の今後の日程の見通しなどについても説明してくださいました。

そのあと参加者が一人ずつ、自己紹介とともに、この裁判に関わって、気がついたこと、疑問に思ったこと、意見などを語り合いました。今回は特に、免許更新制導入の経緯、「不適格」教員キャンペーン、分限免職処分執行など、近年の教員政策の動向、変遷が話題となりました。

参加したみなさまから出されたご意見を、以下、要約してご紹介します。

- ・ 免許更新制は、当初、「問題」教師等と言われた、いわば「不適格」教員を学校現場から排除するという議論の延長上で構想されたようだ。しかし、もともと、「更新」を前提とせずに発行されていた免許を、途中から更新制にする理不尽さ、さらに一定数の教員を排除することを前提に「更新」制度を導入することの不自然さから、免許更新制を特定の教員を排除するための制度にすることはできなくなった。結局、これに代わって、教員の「知識」を更新する、研修の一環として、この更新制度が位置づけなおされたと読むことができるのではないか。
- ・ 国も、地方の教育委員会でも、分限免職の「指針」を設け、これを教員の解雇策として広げようとする動きがある。免許更新制では実現できなくなってきた特定の教員を排除する方策を、この分限免職制度で実施しようとしているからではないか。

(注 なお、東京都の「指針」は、「分限事由に該当する可能性がある教職員に関する対応指針」<2008年7月15日教人職第747号>で、東京都教育委員会のホ-ムペ-ジの中では以下のペ-ジで説明されています。

これはある教職員組合がそのホ-ムペ-ジにアップしてくれています

<http://www.h3.dion.ne.jp/~u-minato/080715bungen-taiou.PDF>

また、東京都教育委員会の関連ページや、また東京と教育委員会例規集のホームページでは、なぜかこの「教人職第 747 号」は掲載されていない、この 747 号を解説する校長宛通知「教人職第 786 号」<2008 年 7 月 15 日>が以下のようにアップされています。

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/kohyojoho/reiki_int/reiki_honbun/g1013997001.html または
http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/kohyojoho/reiki_int/reiki_honbun/ag10139971.html。

文部科学省による「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」<2008 年 2 月 8 日>は文科省ホームページ内の次のアドレスから入手できます。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/08022711.htm

- ・ 足田教諭に対する分限免職処分の「処分説明書」にかかっている「処分の理由」にはでっち上げのようなことがたくさんあるのだということが、今までの審理で分かってきた。つまり、「処分先にありき」ということだったのだろう。そのことを裁判官に読み取ってほしい。
- ・ 再任用拒否問題に関わる他の裁判では、当該教員の「あら捜し」が行われるケースもある。そんなことにならず、問題の本質に焦点が当てられる裁判になってほしい。
- ・ 最近の教育現場では、校長、教頭など、管理職が上を向いて学校経営を行っている。これでは、教師による教育活動はとてもしにくくなり、結局は子どもに被害が及ぶ。
- ・ 裁判官複数体制 - 合議制になったのはいいことだったのか。どう見たらいいのか。
- ・ 合議制になっても、これまでの審理の成果は継承され、一貫性は保たれるのではないか。
- ・ 教員を現場復帰させるための「研修」でもその中身にはさまざまなものがあるようだ。
- ・ 教員の評価制度を実施するために、ある自治体は「チェックシート」をつくったが、その内容をみると、子どものことを念頭においた「教員評価」にはなっていないように思えた。
- ・ 校長と教員が対立することはありうる。同じ人間同士で考え方がいつも同じとはかぎらない。しかしそういう対立がいちいち「問題」とされることはなかった。ところが今回はこれまで「問題」にはならなかったような「対立」まで、こまかく「問題」としてついてきていて、異常だ。
- ・ 体罰、いじめを受けた子どもの問題、自殺してしまった子どものことで、全国各地で裁判が起こされているが、あまり注目されていない。子どもを突然失ってしまった親の気持ちを多くの人たちに分かってほしい。そういうことを分かる教師を学校現場から排除しようとしているから、この裁判では足田教諭を支援している。

第 13 回審理前の宣伝活動

審理前、午後 3 時半から 30 分ほど、東京地裁前で宣伝活動を行いました。 天気に恵まれましたが、早くからいらして下さっていたお一人の支援者とすれ違ってしまい、はじめは荒井一人でチラシ配りをし、やや心細い宣伝活動のスタートでした。しかしすぐにそのお一人が合流。これまで傍聴、報告会と参加されてきた方ですが、この裁判での宣伝活動には初参加。別のところでチラシ配りをした体験と比較し、チラシを持っていく方が多いのに驚いた、裁判所の前を通る方たちは問題関心が高いのかしらと、感想を語られていました。

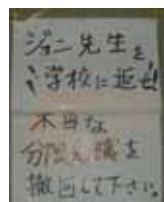
途中からさらにお二人が参加。訴えにも力が入りました。

・・・いつもこんなメッセージ<左右>を首からぶら下げ、
ミニトラメガ<中央>を活用して訴えています。今回は地声で訴え
ましたが・・・。



歩きながら
丁寧に読む

を耳にするだけではよく分からない



ではチラシを

余裕はなく、また呼びかけの片言
ということなのでしょう。ときど

き、ちょっと気になるという様子で少し立ち止まり、私たちが首から下げているこのメッセージを覗きこんでくださる方がいます。このメッセージ用紙、手書きであわてて作ってもので、また、雨の日の多かったこれまでの宣伝活動で大分汚れ、使い込まれていますが、それでも堂々とぶら下げてアピールすることの大事さを痛感しています。

短い宣伝活動の間に、今回にいくつかの出会いがありました。

「私たちも環境問題で裁判をやっているのよ。頑張ってるね。」と、初老の女性二人が声かけてくださり、三人で握手をする場面が、ありました。

他方で、「何やったの？ 校長に逆らったらだめだよ。会社だってそうだし・・・。」と話しかけてくる初老の男性も。「消費者を騙すような命令は、たとえ社長命令でも反論すべきでしょう。教育を破壊するような命令には、たとえ校長による命令だって反論せざるを得ない。」とついつい応酬し、「これを読んでみてください。ホ・ムペ・ジにも沢山、資料をアップしてあります。」と、チラシを持っていってもらいました。どんなふうを受けとめられたか・・・。

広がる支援のうねり

三河教職員労働組合(三河教労)が組織として支援を決定

2009年9月29日、三河教職員労働組合(三河教労)が、疋田教諭分限免職取消訴訟について、原告、疋田教諭を全面的に支援することを決定してくださいました。

三河教労は愛知県三河地方で活動する、1993年5月に結成された教職員組合です。愛知県に登録し、県組織として愛知県教職員労働組合協議会(愛教労)に参加しています。昨年2009年6月には全国教職員組合(全教)に加入しました。

三河教労はその「結成宣言」の中で「今こそ、子どもも教師も生き生きと育ち合う教育現場を！」と呼びかけ、「私たちは自身の権利を守る何一つの組織を持つこともなく、この何十年を過ごしてきました。そのため、人事に泣くこともあったでしょう。担任希望さえ受け入れてもらえず、悔しい思いをしたこともあったでしょう。遅くまで続く勤務で家庭との両立が難しい、偏った人事による管理、そのために生じる教育現場への疑問と不信のなかで、多くの力ある教師たちが教育現場を去っていきました。また、何十年のベテラン教師があと数年を残して職場を去っていく例が増えています。」と、すでに1990年代からその学校現場の厳しい状況を見据えていました。

そして、「もとより、私たちは平凡な教師の集まりにすぎません。/私たちは、非力であるが故に、仲間の輪のなかで、一緒に歩むことを望みます。他の仲間と力を合わせ、一緒に、この三河の地のどこからでも、子どもと教職員を守る運動を取り組むために励まし合い、力をあわせたいと思います。/人事権を理不尽に行使し、日々様々な手段で教職員を支配する首尾一貫したシステムに対し、自分を守る何ものもない教師がいかに無権利であり孤立させられてきたか、私たちは十分すぎるほど体得してきました。流された涙、体験された苦痛は、あまりに多く、それは今も続いています。 /どんなささいな『要求を実現する』のさえ、また、それを守るためにも、日常機能する自分たちの組合が必要です。本当の人権を獲得し、自らの教師生活を実りあるものとするためにも、それは不可欠です。 / このように、私たちは三河教職員労働組合の結成を決意しました。それは、『最後まで教育の第一線に立とう』と決意した教師の集団であり、子どもと教師の人権を徹底して守りぬき、この三河の地で民主的で自由な教育を願う人々の拠点たろうとするものです。」(アンダーラインは引用者：荒井)と、連帯することの重要性を確認し、5つの柱を提示しています。その5つの柱も含む全文は三河教職員労働組合(三河教労)のホ・ムペ・ジ <http://www.me.ccnw.ne.jp/min/> に掲載されています。

三河教労は、過労で倒れ、分限免職されてしまった鳥居先生の労災認定を求める労災裁判にもとりこんでいます。とても生き生きとした活動を展開している教職員組合です。

この三河教職員労働組合(三河教労)が、この8月に疋田教諭分限免職取消訴訟のを知り、その重大性をすぐ理解し、先月、代議員会で全面支援の決定をしてくださいました。そして「疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会」を支援する会(会費1000円)を組織し、沢山の署名と、会員になってくださったみなさまの会費及びカンパをお寄せくださいました。

支援のメ-ルが以下のように届いています。

「疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会の皆様へ

三河教職員労働組合といいます。/愛知県三河地方で活動する教職員組合です。

9月29日、代議員会を開き、疋田教諭分限免職裁判を全面的に支援していくことになりました。/当日参加の代議員のみなさんからは、

「体罰は、暴力行為であり絶対に許されない。しかし、今回のような分限免職も全く許されないものだ。」

「こういう形で一人の教師が辞めざるを得なくさせられることに恐ろしさを感じる。」

「こういう場合、まずもって組合は全力をあげて教員を守らなくてはならない。」

「愛知から支援の声を上げていこう。三河教労の機関紙にも載せていこう。」

と、積極的支援の声があがりました。

そして、参加者が次々と会員になり、この間集まった支援の署名用紙とともに、カンパも出されました。

三河教労は、現在「鳥居労災裁判」を取り組んでいます。/鳥居建仁さんも、また膨大な長時間勤務の末に、学校で倒れ、教師としての仕事ができなくなり、ために分限免職となりました。/現在、労災認定を求めて裁判を取り組んでいます。

「分限免職」という曖昧な「武器」をつかって、どのようにでも教員を辞めさせることができるなら、教育は国の思い通りになってしまいます。

疋田分限免職裁判の勝利のために、緊急に、かつ大いに声を上げて、全国的な取り組みにしていきたいと思います。 2009年10月1日 三河教職員労働組合(三河教労) 」

本当に心強い、勇気づけられるメッセージ、ご支援で、連帯することの重要性を教えられます。ありがとうございました。これからもよろしくお願いします。

どうぞ、他の地域、都道府県の教職員組合のみなさま、私立学校の組合のみなさま、教育以外の分野の労働組合のみなさま、「分限免職」、不当な人事に苦しめられているみなさま、いっしょにながって、運動していきましょう。支援のメッセージ、意思表示をしていただけると助かります。よろしくお願いします。

高尾山天狗裁判の方々からの沢山の署名

この間、高尾山天狗裁判(<http://homepage2.nifty.com/takao-san/saiban.html>)のみなさまから、沢山の署名を、何回もお送りいただいています。高尾山の豊かな自然をまもり、圏央道建設による破壊と闘う、1980年代からの長い市民運動の中で、民事、行政とさまざまな裁判を展開しているみなさんです。ありがとうございます。

日本科学者会議東京支部の方々からも沢山の署名

先日はまた、日本科学者会議東京支部(<http://jsa-t.jp/>)の方からも沢山の署名をお送りいただきました。日本科学者会議東京支部は、2009年11月28日(土)～29日(日)に第15回東京科学シンポジウム(テーマ: 理性と希望の平和な時代を拓く)を中央大学多摩キャンパスで開催します。二日目29日には、第12分科会「研究者・教育者の権利問題」で、疋田教諭分限免職取消訴訟についての報告をさせていただきます。あいにく疋田教諭自身も、「支援の会」事務局の荒井も当日、どうしても参加できません。しかし疋田教諭は報告要旨を準備しました。そして当日は、「支援の会」弁護団の一人、若いホ - プ(疋田教諭の教え子)がこの裁判のことを報告してくださいませ。

さまざまな運動との連携

前回の裁判ニュースでも紹介させていただきましたが、都教委の不当な攻撃と戦っている根津公子先生(<http://www.okidentt.com/nezu/09teishokushukkin.html>)が、この裁判の審理を傍聴し、また報告会にもご参加くださり、第11回審理の分析をご自身のブログに書いてくださいました。

また、この裁判の支援者の方の中には早くから、この裁判の情報を「学校に自由の風を」ネットワーク(<http://comcom.jca.apc.org/freedom/index.html>)のメ - リングリストに投函してくださっている方もいます。

七生養護学校での教育に対する不当な攻撃と戦う裁判「ここから裁判」

(<http://kokokara.org/>) 支援者の方で、東京「日の丸・君が代」強制反対裁判をすすめる会 (<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~yobousoshou/index.htm>) の原告の方もいらっしゃいます。

さらにこの間、支援者として審理を傍聴し、報告会にも毎回ご参加くださっている「都教委包囲網」(<http://kenken.cscblog.jp/>)、「千葉高教組『日の丸・君が代』対策委員会」の方 (<http://homepage3.nifty.com/hinokimi>) は、この裁判の第12回審理、第13回審理について、その様子をご自身のメルマガジンで迅速に伝えてくださいました。ありがとうございました。

すでに前々回の裁判ニュースでご紹介しましたが、レイバネット (<http://www.labornetjp.org/>) はそのホームページに、この裁判のホームページへのリンクを張ってくださっています(この裁判のバナーを左列に置いてくださっています)。

足田教諭の積極的な活動

足田教諭はこの間もさまざまな活動に参加し、最近では、問題を指摘する歌をつくって、さまざまなイベントで歌ったり、あるいは企画・運営側にも参加しています。そうした活動を通じて、ネットワークがさらに広がってきています。

また、足田教諭は一昨年から、子どもの権利を守る国際組織の日本支部である、DCI (Defence for Children International) 日本支部 (<http://www.dci-jp.com/>) 活動に参加し、津田弁護士のお力を得て、同支部が現在準備中の「第3回市民NGO報告書」づくりに参加しています。そして、「体罰」を真になくしていくためには、足田教諭分限免職事件が実は子どもの権利を侵害する事件であるのだということを認識し、歪んだ、口先だけ、矛盾だらけの「体罰」対策を乗り越え、「体罰」を根底からなくしていく活動を展開しなければならないこと、このことを問題提起すべく、取り組んでいます。足田教諭分限免職取消訴訟支援の会としても、この「第3回市民NGO報告書」をつくる会に参加しました。

なお、レイバネットの企画の一つとして、足田教諭が講師となって、12月7日(月)午後7時~9時・メディアールでの単発講座「歌あれば集会楽し メッセージソングを作ろう」を行うそうです。趣旨、「メディアール」の場所等は以下をご覧ください(レイバネットのページの中にありますが、そのイベントカレンダーからもアクセスできます)。

<http://www.labornetjp.org/labornet/EventItem/1255436900369staff01>

第14回審理を是非、傍聴してください。

次回第14回審理は 10月28日(水)

午前10時~12時(主尋問)、午後1時40分~2時40分(反対尋問)

東京地方裁判所 第527号法定で行われます。

是非、傍聴をお願いします。

いよいよ次回は証人尋問の最後、原告、本人尋問です。長丁場ですが、ご都合のつくわずかの時間でもかまいませんので、是非、足田教諭を応援してください。

なお、報告会は午後3時~4時半、弁護士会館5階、509号室で行います。

こちらにもどうぞご参加ください。

「ジョニ-」グッズの紹介

DVD

支援者の方が足田教諭の教育実践のビデオ(一部をまとめたもの)をDVDに焼いて、複製していただきました。ご希望の方はご連絡ください。エイズ教育の実践、性教育の実践、また理科で生徒たちが取り組んでいるマジックなど、興味深い、また感動的な内容が上手くまとめられています。ジョニ-Tシャツ



支援者の方の

アイデアをもとに、事務局と支援者の方3人で、2009年3月につくりました。3月28日の反貧困フェスタで足田教諭がお二人の支援者の方といっしょに宣伝活動したとき、海外の方が気に入っ



て二着も求めていってくださったそうです。

ブックマ-ク(しおり) 昨年 12 月、小平教員文化研究会のメンバ-が「ジョニ-を学校に返せ!!!」のブックマ-クの増刷にとりくみました。写真は当初のもので、12 月版は使いやすさを考えて紐なしにしたそうです。みなさまのところで作って、使っていただけるようであれば、版下はいつでもファイルでお送りします。裁判チラシの配布、署名集めなどのときに、ご活用ください。



このほか、「性教育パンフ」抜粋版もあります。

署名も継続して集めています。署名集めによって支援の輪を広げることの重要性、そして裁判官へのアピ-ルの必要性は、継続しています。なお、三河教労の方が、趣旨文を変えずに 5 人用のコンパクトな署名用紙を作ってくださいました。ホ-ムペ-ジにアップしました。こちらの方が使

いやすいかもしれませんので、ご活用ください。カンパも送金等も歓迎です。あまりお金をかけない運動を心がけていますが、今後の運動に生かさせていただきたくです(郵便振込口座・ゆうちょ銀行口座システムの変更で、「ジョニ-の会」の郵便振込口座に、他の金融機関から振込できるようになりました。口座番号は末尾参照)

裁判官に公正な裁判、処分の不当性等を訴える「陳述」も、この裁判の重要性、処分の不当性を世の中に広く訴えるメッセ-ジ(匿名でかまいませんが、ホ-ムペ-ジ等に掲載可能だとありがたいです)も続けて募集中です。

編集後記

第 13 回審理の報告がまたまた遅くなり、第 14 回審理直前のニュー-ス発行になってしまい、申し訳ありません。今度、第 14 回審理は、最後の証人尋問、原告本人尋問となりますが、しかし、三人の裁判官による合議制になって、二回目の審理、証人尋問ははじめてとなります。

支援の輪がどんどん広がってきています。

さらに勢いをつけるためにも、是非、多くの方の傍聴をお願いします。

また、みなさんの関わられている団体、組織、グル-プで、「正田教諭分限免職取消訴訟」で原告を支援するという意志表示をしていただけないでしょうか。そしてそのメッセ-ジをこちらにお送りいただけないでしょうか。ホ-ムペ-ジ等で紹介させていただきます。

そのような決議、メッセ-ジが本当に力となります。

署名運動も最終段階にきています。この裁判のことを広く多くの方に知ってもらう機会として、また、裁判官にアピ-ルする力として、是非、活用していきたいと考えています。

よろしくをお願いします。

今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

正田教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニ-の会) 事務局 荒井容子

事務局 eメ-ル yfe12833@nifty.com

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenschoku/index.html>

郵便振替口座名 正田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニ-の会
口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コ-ド 9900 店番 019 店名 ○一九店(セ'ロイチキュウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダ'キヨウユブ'ンゲ'ンメンシヨクトリケシソシヨウシエン
ジョニ-の会の支援ホ-ムペ-ジ 支援者の方による支援ホ-ムペ-ジは

<http://www.geocities.jp/coolunglasse/hiki/channel-top.html>

リンクを貼ってくださっているレイバ-ネットのホ-ムペ-ジは

<http://www.labornetjp.org/>